

戦前の会計監査

渡 辺 和 夫

目 次

- 1 はじめに
- 2 会計監査の意義と目的
 - (1) 監査・検査・調査
 - (2) 精細監査と貸借対照表監査
 - (3) 日糖事件と監査
- 3 監査人
 - (1) 計理士と会計士
 - (2) 職業会計人団体
 - (3) 監査人の独立性
- 4 会計監査制度
 - (1) 計理士法の制定
 - (2) 監査役監査制度
 - (3) 信託会社による監査
- 5 むすび

1 はじめに

会計監査事情は第二次大戦前と大戦後で著しく異なる。本格的な会計監査が展開されたのは戦後のことである。証券取引法ならびに公認会計士法が新しく制定され、主として上場会社を対象に会計監査が義務づけられるようになった。質の高い会計専門家による外部監査が制度化され、実質的な発展をとげることになる。

しかし、戦前において会計監査がまったく存在しなかったわけではない。昭和2年に会計士を規制する計理士法が制定された。さらに遡って、明治期には監査役制度が商法に設けられている。会計監査の実務を必要とする土壌は存在していたのである。本稿では、そうした戦前の会計監査を明らかにすることを目的としている。

計理士法では、計理士の主な業務を「検査」と称しており、「監査」という文言が使われなかった。また、「会計士」ではなく「計理士」の称号が採用された。当時の会計専門家の間では、会計士が監査業務を行なうものと考えられていた。なぜ異なる表現が用いられたのであろうか。計理士制度の欠陥はどこにあったのであろうか。監査役監査が有効に機能しなかったのはなぜであろうか。こうした疑問を念頭におきながら、戦前の会計監査について考察を進めることにしたい。

2 会計監査の意義と目的

(1) 監査・検査・調査

監査と検査と調査という3つの用語は類似した意味内容をもつため、混同されやすい。3つの用語の意味はおそらく時代によって異なるであろう。監査実務が発展するとともに、それらの意味は徐々に変化したと思われる。大正13年に出版された著書のなかで、中瀬勝太郎氏はつぎのように区別している。

会計監査とは、「会計帳簿及び之れに関連する処の各種証憑書類を取調べ其記録の正否を鑑別する手続」をいう。また、会計検査とは、「一定の目的の下に一時的に或る部分を限り検査をなす場合に用ひらるゝ処の用語」であり、会計調査とは、「其の目的が制度、組織の進歩改善を計るが如き場合に多く用ひらるる」といわれている¹⁾。

中瀬氏は明治45年1月に会計監査業務を京浜間で最初に始めたと自身で語っ

1) 中瀬勝太郎著『会計監査要論〔乾〕』巖松堂、大正13年、1-2ページ。

ている²⁾。上述の区別は実務経験をふまえた見方といえよう。同氏は3つの用語を区別したうえで、会計監査を最も基本的な用語として位置づけている。

ところが、計理士法第1条では、「監査」を計理士業務に含めていない。その理由はつぎのように説明されている。

「監査の監の字の意味は、監理とか、監督とか、又は監査設置の謂はゞ、強制的或は法律上の取締の意を含めて、解せらるゝ処があ」り、「一定の事実、過去の関係、それに果して該当して居るか居らぬか、詰り適合して居るか居らぬかと云ふことを調べる」検査の方が適していると判断されたためである³⁾。

計理士法の第1条は独特の解釈にもとづいて「監査」という表現を排除し、「検査」という言葉で代替した。この点については会計専門家から異論が唱えられている。

いずれにしても、会計監査は会計帳簿および財務諸表が事実にもとづいて作成されているかどうかを調べる手続として理解されていたようである。

(2) 精細監査と貸借対照表監査

会計監査はどのような目的で行なわれるのであろうか。吉田良三氏によれば、監査目的はつぎの3つに分類される⁴⁾。

- ① 記帳計算に係る誤謬の発見
- ② 記帳計算に係る不正詐欺の発見
- ③ 決算報告表の正否検証

①はさらに記帳事務上の誤謬と原理上の誤謬に分けられる。記帳事務上の誤謬は不注意によって生じることが多い。原理上の誤謬というのは会計学の原理に反する誤謬をいう。②の不正詐欺については現金または物品の窃取費消を伴うケースと伴わないケースに分けられる。現金または物品の窃取費消を伴わな

2) 同書、序、1ページ。

3) 奥田大造、「第五十二議会に於ける『計理士法』案の審議(-)、『会計』第20巻2号、昭和2年2月、102ページ。

4) 吉田良三著『会計監査』同文館、大正10年、15ページ。

いケースというのは、経営者が経営成績を粉飾するような例である。③は貸借対照表や損益計算書といった財務諸表の正否を検証することである。

こうした誤謬や不正は、内部牽制組織を構築することによって、ある程度未然に防止することができる。それは今日では内部統制組織と呼ばれている。内部牽制組織について、吉田氏はつぎのように述べている。

「内部牽制組織とは会社内部の組織に於て各係員の担当事務が互に相牽連する様安排され居りて、或者のなせし事務の正否が他の者のなせし事務に依て自然に検証せらるゝを意味す⁵⁾。」

すなわち、取引が発生したとき、複数の人が記帳にたずさわるように工夫し、相互にチェックできるようにするのである。誤謬や不正の多くはこのような手段によって防止可能になる。しかし、複数の人が共謀する場合には、完全な防止策になりえない。内部牽制組織といっても一定の限界があるといえよう。

会計監査を実施するにあたって、監査手続の範囲の点から精細監査と貸借対照表監査に区別される。この区別は戦前の会計監査において一般的に論じられていた⁶⁾。それは監査の目的と密接に結びついている。

精細監査とは、会計記録の全般にわたって精細に行なわれる監査をいう。ここでは取引の発生から財務諸表の作成に至るすべての過程が綿密に吟味される。他方、貸借対照表監査とは、貸借対照表に記載される資産、負債および資本が実際に存在するか否か、またその評価が正当かどうかを吟味する監査をいう。精細監査は精査ともいわれ、英国で主として用いられたところから英国式監査と呼ばれている。また、貸借対照表監査は米国で用いられたところから米国式監査とも称される。

どちらの監査を実施するかは監査目的をどうとらえるかにかかっている。監査目的を前述した①および②のような誤謬や不正の発見に重点をおくとすれば、精細監査が必要になる。しかし、③のように財務諸表の正否に重点をおく

5) 同書, 44ページ。

6) 同書, 38-39ページ。

渡部義雄・渡部寅二共著『会計監査』東洋出版社, 昭和9年, 46-52ページ。

とすれば、貸借対照表監査で十分ということになる。企業規模が拡大すれば、精細監査は実施困難にならざるをえない。内部牽制組織がどの程度整備されているかによっても事情は違ってくる。

(3) 日糖事件と監査

監査の重要性が注目されるのは、多くの場合、虚偽や不正に関する大事件が発生するときである。小さな事件であれば、ほとんどが表面化しないで社内処理されてしまう。多くの人びとに注目されるのは、社会全体に係わる会計問題が生じたケースということになる。戦前の会計監査を論じるさい、しばしば言及される事件として、日糖疑獄があげられる⁷⁾。それは明治42年4月11日に大日本製糖株式会社の重役達が一斉に検挙されたことから始まった。その後、多くの政治家達も逮捕された。

日糖は資本金1,200万円を有する業界のトップ企業であり、相談役には渋澤栄一が名を連ねていた。明治40年3月末に期限切れとなる輸入原料砂糖戻税法の期限延長、ならびに砂糖消費税の増税をめぐって、同社は政界工作を企てた。さらに、明治40年下半期の決算において、85万円の架空利益を計上したとされている。なお、明治40年下半期から同41年下半期に至る損益状況は図表1のとおりである⁸⁾。

7) 全日本計理士会職業会計人史編纂委員会編『近代職業会計人史』昭和47年、5-6ページ。

日本公認会計士協会25年史編さん委員会編『公認会計士制度25年史』昭和50年、11-14ページ。

久保田音二郎「明治以降の監査役監査の発展」(青木茂男編『日本会計発達史一わが国会計学の生成と展望』)同友館、昭和51年、84-86ページ。

原征士著『わが国職業的監査人制度発達史』白桃書房、平成元年、18-20ページ。

百合野正博著『日本の会計士監査』森山書店、平成11年、122-126ページ。

8) 『営業報告書集成(マイクロフィルム版)』雄松堂フィルム出版、昭和56年、大日本製糖(R21-0406)。

図表1 大日本製糖株式会社の明治40年下半期から同41年下半期に至る損益状況

第25回営業報告〔明治41年5月26日定時株主総会承認〕 明治40年下半期（明治40年5月1日～同年10月31日） 当半期利益金 953,265円93銭4厘
第26回営業報告〔明治41年11月26日定時株主総会承認〕 明治41年上半期（明治40年11月1日～同41年4月30日） 当半期利益金 805,627円14銭6厘
第27回営業報告〔明治42年5月31日定時株主総会承認〕 明治41年下半期（明治41年5月1日～同年10月31日） 当半期損失金 2,587,334円89銭3厘

営業報告書によれば、明治41年上半期までは多額の利益を計上して配当を実施していたけれども、同下半期には巨額の損失を計上して無配に転落した。営業報告書が定時株主総会で承認されるまでに約7カ月を要している点も注目される。事件が明るみになる前に取締役および監査役の交替が行なわれ、内部調査が進められていたようである。

日糖事件では、駐日英国大使マクドナルドが株主の立場で取締役の背信行為を批難する書簡を桂総理大臣に送っている。その書簡が検挙に大きな影響を与えたようである。この事件は監査役監査が機能していなかったことを明らかにした。会計士監査の必要性が検討される契機にもなったようである。明治42年11月に農商務省は「公許会計士制度調査書」をまとめている。

3 監査人

(1) 計理士と会計士

計理士または会計士の本業は監査業務にあるといえよう。しかし、戦前期において、監査業務に従事する機会はきわめて乏しかったと思われる。それよりもむしろ会計周辺の業務を幅広く取り込むことによって、仕事は成り立っていたようである。

職業会計人の先駆者としては、大坪文次郎、森田熊太郎、東夷五郎といった諸氏があげられる。大坪氏は明治23年に日本橋で「東京計算局事務所」を開業した。また、森田氏は明治40年に大阪で「森田会計調査所」を開設した。さらに、東氏は大正5年に東京で「東会計事務所」を創設した。

大坪氏は、「会計の検査、立案、記帳整理、決算、紛争調定、財産調査その他の計算事務代行の業務を行ない、夜間は、商店等の会計従業者を集めて簿記教育を行った⁹⁾」といわれている。また森田氏は、「会計に関する事項の調査、監査、整理、証明、和解、仲裁等の職務¹⁰⁾」を行なっていたようである。さらに東氏は、神戸高等商業学校教授を辞任して会計事務所を開設した¹¹⁾。こうした明治・大正期の会計事務所の運営には人知れぬ苦勞があったと思われる。

明治2年に計理士法が制定されたことにより、計理士と会計士は明確に区別されるようになった。計理士という名称は、同法にもとづいて資格を取得し、登録した者だけに使用が認められた。同法の第1条ではつぎのように規定されている。

第1条 計理士ハ計理士ノ称号ヲ用ヒテ会計ニ関スル検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又ハ立案ヲ為スコトヲ業トスルモノトス

計理士という名称が採用された理由については、つぎのように説明されている。

「今回計理士と致しましたのは、先づ計理士と云ふ新しい名は、今日学校の必須課目になって、それに加ふるに、今度は計理士試験或は銓衡に依て、其地位を得る、斯う致しますと云ふと、会計士の中から、其資格に相当する者が、丁度計理士と云ふ地位を得ることになる、残って居る者が、矢張元の会計士を自由職業の一つとして、やって差支ない、さう致しますと云ふと、人の自由職業を失墜せしむる虞もないし、失職者を生ずる危険もないのであります¹²⁾。」

9) 『近代職業会計人史』4ページ。

10) 『公認会計士制度25年史』10ページ。

11) 渡辺宗熙編『ある会計人の半生—東夷五郎自伝—』昭和52年、129ページ。

12) 奥田大造、前掲論文、97ページ。

一部の大学で「計理学」という科目名が使われていたこと、そして従来の会計士はそのまま同じ職業を継続しうることが強調されている。計理士と会計士は同一の業務を行ない、計理士だけが法的な規制の対象とされたことになる。

(2) 職業会計人団体

職業会計人が増加するにつれて、職業団体が形成され、法的な整備を求めるようになった。そうした要求は会計士法の制定運動として展開された。昭和2年に計理士法が制定された後は、計理士法の内容を改正する運動の原動力になった。

大正9年に東夷五郎氏は「会計士懇話会」を結成し、同10年に「日本会計士会」を設立した。それは「わが国における最も古い職業会計人の団体¹³⁾」といわれている。その後、さまざまな職業団体が徐々に形成されることになる。しかし、会計士法に対する考えが団体によって異なっていたため、強力な力にはならなかった。

計理士法にもとづく登録者数は、昭和2年12月末に64名、同3年6月末に239名、12月末に819名、そして同4年6月末には1,330名に達した¹⁴⁾。これらの人びとが実際に業務を行っていたかどうかは明らかでないが、計理士の数が急激に増加したことは間違いない。それにもかかわらず、職業会計人の全国的な統一組織はなかなか誕生しなかった。

昭和14年当時の計理士の団体は、商工省の認めたものだけでも全国で14存在していた¹⁵⁾。同年に、「大日本計理士会連合会」を設置する試みが行なわれた。そして、翌昭和15年に全国的な統一組織としての「計理士会」が誕生した。計理士会という単純な名称が採用されたのは、既存の団体名と重複しないようにするためであった。第二次大戦後の昭和21年に、それは「日本計理士会」と改称された。

13) 『近代職業会計人史』5ページ。

14) 平井泰太郎・渡部義雄共著『計理士要覧(第4版)』宝文館、昭和4年、32ページ。

15) 『近代職業会計人史』25ページ。

(3) 監査人の独立性

監査人の特質として、会計の専門知識をもっていること、あるいは公益性を重視すべきことが、しばしば強調される。しかし、それ以上に重視すべきは独立性にあると思われる。戦前の計理士または会計士はさまざまな業務に従事していた。かれらが独立性に対してどの程度明確な意識をもっていたかということは、興味深い点である。

平井泰太郎氏は会計士の職能をつぎの2種に区別する。

「一は、会計上に於ける専門的助言者又は補助者として経営者の職能の一部を分担することである。たとへば、帳簿組織又は会計組織の立案整理、計算並びに決算の補助又は管理、依頼者の利益の爲めにする監督監視の如きがこれである。他は、公正なる第三者として会計に関する証明鑑定監査を行ひ、独立超越せる専門技術家としての職能を満すことである¹⁶⁾。」

当然、監査業務は後者に属する。両者が混在すると、会計士の本来の職能はあいまいになりがちである。たとえ経営者に依頼されて監査を行なうにしても、監査人は経営者から独立した立場を確保していなければならない。

また、つぎの見解では、独立した第三者による財務諸表に対する監査の重要性が明確に指摘されている。

「不羈独立なる第三者としての仕事と云ふのは、経営者が如何に練達有能の士であらうとも、又仮令幾多の補助者或は事務員があらうとも自ら行ひ得るものではないのである。社会の組織が複雑となると共に、計算の公開性と経営の公共性が重んぜられる様になって始めて起って来る仕事である。例せば、株式会社の財政書の公開に際しては、社外の公正なる第三者の監査を経て置くとか投資者と経営者との間に立って其会計状態を第三者として投資者に対して説明を為すとか、利害関係を異にした多数の人々の間に立って公明なる決算を行はしむるとか、紛争事件になって居る双方の主張に対して裁定者として鑑定を行

16) 平井泰太郎「計理士法と其対策（其二）」『国民経済雑誌』第42巻5号，昭和2年5月，29ページ。

ふとか云ふが如き仕事である。これ経営者自身にては才能の如何に不拘、行ひ得ることではなく、これ正に計理士活動の天地である¹⁷⁾。」

以上のような見方から判断すると、監査人の独立性に関する認識はかなり進んでいたといえよう。

4 会計監査制度

(1) 計理士法の制定

計理士法は政府案を第52議会において審議し、昭和2年3月に法律第31号として制定された。立法運動が展開されたのは大正3年からとされており、毎年のように法案の提出が行なわれている。

すでに述べたように、立法化運動に先だつ明治42年に、農商務省商務局は「公許会計士制度調査書」を作成している。そこでは、監査役制度が有名無実化していることを指摘したうえで、「会計監査ノ技術ニ通曉シ而カモ会社営業ト直接ノ関係ヲ有セザル機関ヲシテ監査事務ニ参与セシムル¹⁸⁾」公許会計士制度が必要なことを説いている。

政府案が示される以前に議員によるさまざまな提案がなされた。「会計監査士法案」や「会計士法案」といった名称のもとで、業務内容や資格等に関する議論が何度も繰り返された。衆議院で可決されたのち、貴族院を通過しなかったこともしばしばあった。最終的に提出された政府案はかなりゆるやかな規制を目指すものであった。

計理士法の制定については賛否両論があった。賛成論は立法化がともかくも実現したことを評価した。他方、反対論の立場からは、資格の取得が容易すぎる点がまず指摘された。計理士法第3条によれば、つぎの各号に該当する者は、試験に合格しなくても計理士の資格を取得することができた。

17) 渡部義雄・渡部寅二共著、前掲書、286-287ページ。

18) 日本公認会計士協会25年史編さん委員会編『公認会計士制度25年史・別巻』昭和50年、11ページ。

- ① 会計学を修めたる経済学博士又は商学博士
- ② 帝国大学若は大学令に依る大学に於て会計学を修め学士と称することを
得る者又は専門学校令に依る専門学校に於て会計学を修め之を卒業したる
者
- ③ 主務大臣に於て前号に掲ぐる学校と同等以上と認むる学校に於て会計学
を修め之を卒業したる者

その結果、試験を受けずに資格を取得する者が多数発生した。計理士の質はきわめて低いものにならざるをえなかった。また、計理士と同一の業務を会計士が行なえる点についても問題視された。

計理士法に対するさまざまな批判はその後の改正運動と密接に結びついていた。しかし、会計士業界の意思統一が不十分であったため、改正運動は実を結ぶに至らなかった。

(2) 監査役監査制度

監査役による監査制度は明治23年の旧商法において設けられた。監査役は株主中より選任され、会計監査と業務監査の双方を担当した。明治32年に制定された新商法では、任期を1年、員数を1人以上とするなどの変更が行なわれた。明治44年の改正で任期が1年から2年に延長され、昭和13年の改正により監査役は株主でなくてもよいこととされた¹⁹⁾。

監査役による監査と会計士による監査とは著しく相違する。監査役は企業内の一機関であるのに対し、会計士は企業外部者である。会計監査に限定して考えると、監査役は必ずしも会計の専門家とはいえない。監査役を株主中から選任するとなれば、専門知識を期待することはむしろ少くなる。監査役監査が形式化するのやむをえない。監査に対する信頼性という点でも、監査役監査よりも会計士監査の方がすぐれていることは明らかである。

19) 浦野雄幸著『株式会社監査制度論—監査役監査の位置づけ—』商事法務研究会、昭和45年、81-99ページ。

監査役制度の改革論として、明治43年の段階で2つの考えがあったようである。1つは「株主ニ非サル者ヨリ適当ノ材ヲ拳クルノ途ヲ啓クヘシ」という考えであり、いま1つは「公認ノ計算専門家ヲ設ケ会社ノ計算書類ヲ審査セシムヘシ」という考えである²⁰⁾。前者の主張は昭和13年の商法改正時に実現したけれども、後者の主張は第二次大戦後まで実現しなかった。外部の第三者による監査に対して、企業側の抵抗が大きかったためであろう。

(3) 信託会社による監査

昭和4年に信託業法が改正され、信託会社は会計の検査業務を併營業務として認められるようになった。それは信託会社の要望していた業務であり、計理士法の制定に合わせて認められるようになったものである。

信託業法における会計の検査と計理士法における会計の検査の違いについて、藤原氏はつぎのように述べている。

「信託業法の所謂会計の検査は文理的に会計の検査にのみ限定すべきものではなく、又計理士法第1条に於けるが如く調査、鑑定、証明、計算、整理、立案等に対立せしめた場合の会計に関する検査と同意義に解するものも狭少に過ぐ。会計の検査並に之に関連して附随的に営まれる一切の事項を包含するものと解すべきものと思ふ²¹⁾。」

若干の違いがあるにしても、どちらも実質的な意味は「会計の監査」に相当するものである。

信託会社による会計監査に関して、渡部氏は短所と長所をそれぞれ指摘している。短所としてあげているのは、計理士法第7条に相当する規定がないという点である。同法第7条では、「計理士ハ其ノ業務ヲ公正ニ行フニ支障アリト認メラルル事項ニ付計理士ノ業務ヲ行フコトヲ得ズ」と規定されていた。包括的な規定とはいえ、公正性もしくは独立性を欠く状況において、業務を行なえ

20) 岡野敬次郎「株式会社ノ監査制度ニ就テ」『法学協会雑誌』第28巻1号、明治43年1月、36ページ。

21) 藤原泰「信託会社の会計検査業務」『会計』第31巻5号、昭和7年11月、24ページ。

ないことが明記されている。信託業法に同一の規定がないことは重大な欠陥であると断じている。すなわち、営利を目的とする信託会社が副業的に監査業務を営むことに対して、疑問を提起しているのである。他方において、信託会社には財産的責任の負担能力という点ですぐれた点があることも認めている²²⁾。

5 む す び

戦前の会計監査について、本稿では明治23年の旧商法を出発点として考察を進めてきた。明治期の内容としては、明治32年の新商法、同42年の日糖事件および公許会計士制度調査書、同44年の商法改正等が取り上げられた。また、大正期の内容としては、大正3年から始まる会計監査士法案や会計士法案にもとづく立法運動、および同10年の日本会計士会の創設等に言及した。さらに、昭和期の内容としては、昭和2年の計理士法の制定、同4年の信託業法の改正、同13年の商法改正、同15年の計理士会の設立等について考察をした。

それらの内容をふりかえてみると、戦前の会計監査にはいろいろな要素が複雑にからみ合っていることがわかる。さまざまな要素をひとつずつほぐしながら全体の流れを把握することは簡単でない。戦前における会計監査の発展はけっして単調なものではなかったといえよう。

戦前の会計監査は、当然、戦後の会計監査に影響を与えているはずである。戦後の展開過程は戦前の状況なしには成立し得なかったと思われる。ここで抽出された諸要素のうちどれが貢献し、どれが妨げになったかについては、今後さらに検討を加えたいと考える。

22) 渡部義雄「信託会社の会計監査業務と計理士」『会計』第24巻6号、昭和4年6月、22、26ページ。